

### 第3章 次世代育成支援推進に向けて



絵：ひぐち あかね



繪 宮本 恭子

## 第3章 次世代育成支援推進に向けて

### 地域住民・事業所（主）・行政の役割

#### 1 地域住民の役割

##### （保護者・家庭）

子育ての第一義的な責任は、父母その他の保護者にあり、子育ての基本は家庭です。各家庭においては、夫婦が子育ての喜びを共有し、愛情をもって子どもを育て、地域の力にも助けられながら、次代を担う健やかでたくましい自立した若者へと子どもを成長させることを求められています。

##### （地域住民）

地域における次世代育成を支えるのは、県民（地域住民）一人ひとりです。また、地域で活動する様々な団体や機関等もその役割を担います。

それぞれが主人公になり、まず、自分のまわりにある身近なできることから、行動をおこすことが求められています。世代、性別、職業など既存の限られた枠組みの中で捉えられてきた関係を越えて、お互いが交わり合い、それぞれの得意なことを発揮しながら、知恵や経験を出し合い、地域の中でそれぞれが存在感を実感しながら、子育てを応援していくことが期待されています。

地域の特性やニーズに応じたその自由な創意工夫に基づく人々の活動は重なり合うことで、次世代育成に必要な「人づくり」と「関係づくり」となって湧き出てきます。そしてこれらが、確かな輪を地域社会に創り出し、やがて鎖状につながり、ついにはうねりとなって広がってこそ、本来の地域の力を発揮できるのです。

#### 2 事業所（主）の役割

事業所（主）は、「子どもを生み、育てながら、安心して仕事ができる雇用環境」をつくる役割を担います。

事業所においては、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画を策定し、男女の労働者が、子育てと仕事を両立させた働き方ができるような支援の仕組みづくりと職場の意識や理解の醸成を進めていくことが期待されています。

また、地域社会の構成員という立場からも、実施が可能な次世代育成支援対策について取り組むことが求められています。

### 3 行政の役割

行政は、「目指すべき社会の姿」や目標等を提示し、次世代育成支援の重要性について県民の関心と理解を深めるよう啓発を行うとともに具体的な施策を実施して、当事者である子どもや家庭への支援、県民や事業主等の活動を支える役割を担っています。

次世代育成支援対策推進に当たっては、当事者である県民が企画の段階から参加・参画する「健康福祉千葉方式」の考え方が重要です。このことにより、施策の展開も県民参加の地域づくりによってつながっていくと考えます。

これまでの行政と県民の関係を転換して、「健康福祉千葉方式」による県民と行政の協働の関係を進め、当事者の視点から分野横断的にあらゆる制度の可能性を調整して、県民が持てる本来の力を十分に発揮できるよう支援していくことがこれからの行政の役割と考えます。

この計画は、まさにこの方式でつくったものですが、施策の実行段階においても県民と行政が協働して進めていくことが重要と考えます。

#### （一元的な行政サービスについての検討）

計画策定に当たって、作業部会やタウンミーティング等での議論の中で一元的な行政サービスの推進について議論しました。

行政窓口の一元化については、都道府県において、幼保一元化の流れを反映し、幼稚園を所掌する教育部門と保育を所掌する児童福祉部門とを統合した実例がありますが、現行の法体系の中では一元化によってかえって事務が非効率になる場合も考えられ、地方への権限移譲や国における多元的な行政の解消なども課題となっています。

現在、県では、公立学校等については教育庁、私立学校については総務部学事課、保育所などの児童福祉部門については健康福祉部児童家庭課となるなど子ども関連施策を担当する部署が分かれています。

当面は、子ども関連施策を担当する部署の横断的連携の仕組みをつくり、次世代育成支援対策を効果的かつ効率的に実施するとともに、一元的な行政サービスについて検討します。また、その結果に基づき一元的な行政サービスが可能になるよう国に地方への権限移譲や国における多元的な行政の解消を要望していきます。

また、ホームページやミニ冊子等を活用して、子育て支援関連情報の一元的な情報提供を行います。

## 新たな財源の確保、効果的な給付方法の検討

計画策定に当たって、作業部会やタウンミーティング等での議論の中で子育てに対する経済的な支援制度における支給額の増額、支給範囲の拡大、支給制限の撤廃、及び新たな経済的な支援制度の創設等たくさんの提案をいただきました。

しかしながら、現在の県の厳しい財政状況や、国から権限移譲や税財源が地方に十分移譲されていない現状の中では、早急に実現できない状況にあります。

今後の次世代育成支援に対する各種のニーズに対応していくためには、これまでの税財源の枠組みだけで対応することは必ずしも容易でないと考えられます。次世代育成はすべての住民にとって重要な意味を持つという観点から、住民が連帯してその費用を含め支えていくという仕組みが考えられますが、その一方、受給可能性の大小にかかわらず、次世代育成支援のために幅広く拠出を求めるといった考え方については、住民、企業等の理解が得られるかどうかという課題もあります。

作業部会やタウンミーティング等の議論の中では、社会保障制度全体の中での高齢者重点型から少子化社会対策の強化への給付構造の見直しを求めのご意見や、新たな課税制度や育児保険などの提案もいただきました。さらには、公的な資金に頼るのではなく民間の新たな子育て基金や地域通貨の活用といった様々なアイデアも提案していただきました。

新たな財源の確保や効果的な給付方法については、民間の方々と行政との研究会をつくり引き続き研究していきます。研究会の議論を踏まえ、国の責任において議論すべき内容については、要望や提言を行います。また、県の責任において行うものについては、例えば、子育て県民基金など具体化に向け努力していきます。

引き続き、県民の皆様から次世代育成支援のための「新たな財源の確保や効果的な給付方法」についてご意見と新たな提案を募り検討していきます。

作業部会等で提案のあった新たな財源の確保、効果的な給付方法（抜粋）

項目	意見・提案
財源の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民全てが負担する仕組みを考える。</li> <li>・子育て支援基金の創設、育児費用支援拠出金制度を検討する。 (企業の社会貢献活動)</li> <li>・県民税均等割超過税(ワンコイン課税)を創設する。</li> <li>・「地域子育て宝くじ」の創設を検討する。</li> <li>・県の子育て応援面白実践ガイド(仮)のホームページにアクセスすると課金されるなどでの財源確保などを研究する。</li> <li>・既存の財源活用(児童手当制度の活用、年金積立金活用)</li> <li>・CO<sub>2</sub>の排出権を買い取るという考え方を応用して、育児休暇や子育て中の時間短縮勤務などの働き方改善が実施できない企業に、次世代支援対策拠出金制度の導入を検討する。</li> </ul>
給付の方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行の子育ての支援策を統一し、分かりやすくする。</li> <li>・育児休業中の給与保障(本俸の最低7割保障)児童手当額の引き上げ及び所得制限の撤廃、奨学金制度の充実、第三子以降の学費免除など「年収250万円、共働き時代」を見据えた子育て支援策の検討。</li> <li>・子ども一人当たり5万円を支給、「親子とくとくクーポン券」を創設するなど、保育施設、教育施設、保育サービスを選択することができる制度について検討する。</li> <li>・子どものいる若い世帯の住宅取得に関する優遇措置を行う。</li> <li>・就学前児童の教育費、保育費の無償化を図る。</li> <li>・地域通貨の活用を検討する。(案:受けた子育て支援をプラス預金して、子どもが成長したら、支援側にまわって預金を取り崩す)</li> <li>・私学助成(経常費補助)の増額を行う。</li> <li>・子ども保険制度を創設する。(案:保育所、幼稚園、学童保育などの利用、その他のサービス(ベビーシッター、認可保育所、認可外保育施設などのサービス)の利用、あるいはそれらを併用して利用する場合にも経済的負担が少なくなる制度。保険料を徴収し財源の一部に充てる。子ども一人に対して使える年間の限度額を年齢別に設ける。就労のため、リフレッシュのため、学習のためなど、どんな利用目的の場合にも、親と子に合った様々なサービスを選び、利用できるものとする。)</li> <li>・介護保険制度が介護サービスを市場化してしまったことから、子ども保険制度の導入については慎重に検討する。</li> <li>・民間の建築物等に対するバリアフリー化に対する助成を行う。</li> <li>・多子世帯・低所得な子育て世帯等の家賃に対する助成制度、住宅購入資金に対する融資助成制度。</li> </ul>

## 我が国の社会保障費の現状

社会保障給付費を対象者別にみると、平成 14 年度では、高齢者関係給付費（年金保険給付費や老人医療費、老人福祉サービス等の給付の合計）が 58 兆円と、全体の約 7 割を占めている。子どもや現役世代に対する給付費は 25 兆円、全体の 3 割となっている。後者のうち、保育所運営費や児童手当、児童扶養手当など、児童・家族関係給付費に限ってみると、平成 14 年度では 3.2 兆円で、全体の 3.8% にすぎない。高齢者関係給付費と比較をすると、約 19 分の 1 の水準である。仮に、高齢者関係給付費を 65 歳以上人口で除し、児童・家族関係給付費を 15 歳未満人口で除するとすると、1 人当たり給付費では、高齢者は約 247 万 3 千円、子どもは約 17 万 4 千円となる。

（平成 16 年度版少子化社会白書（内閣府）より抜粋）

図 3 - - 1 社会保障給付費における児童・家族関係給付の位置（平成 14 年度）



## 国への提言・要望

今後、本計画に基づいて次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に推進する上で、国と地方の役割分担を踏まえ、特に国の責任において取り組んでいただきたい事項は次のとおりです。千葉県としては、国にその趣旨等を説明するとともに、早期の実現を強く求めていきます。

### 1 次世代育成支援に必要な財源の確保を

地域の実情に即した「子育て中の家庭」への経済的な支援をはじめ次世代育成支援に必要な税財源の権限移譲を進めること。

また、国の責任において、次世代育成支援の視点から我が国の財政や社会保障の枠組みについて検討するとともに、必要な財源の確保を図ること。

### 2 働き方の見直し

仕事と子育てを両立できる職場環境が確保できるよう、阻害要因を明らかにし、必要な法制度の改善・見直しを図ること。

また、仕事と子育ての両立や働き方の見直し実現のため、地域の実情とニーズに即した施策展開が図られるよう、国と地方の新たな役割分担の枠組みについて前向きに検討すること。

## （全国知事会男女共同参画研究会の調査）

千葉県知事が座長を務める全国知事会男女共同参画研究会では、「次世代育成支援対策推進のための調査」を実施しました。

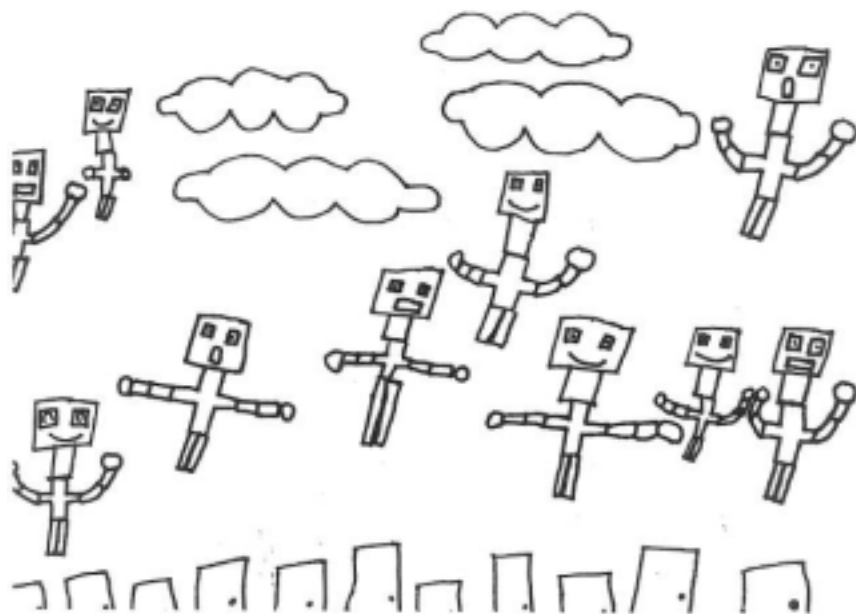
いわゆる三位一体の改革は、政策立案における地方の自由度を高め、地域の実情で対応するための改革であり、喫緊の課題である少子化対策において、地域の創意工夫を活かした政策を発信することは、大変意義深いことであるとした上で、各地方公共団体で策定中の「次世代育成支援対策推進法」に基づく「行動計画」策定に役立ててもらおうとともに、国への要望や国民に対する啓発等を行うことを目的に、全国47都道府県を対象とする都道府県調査と調査を希望する28都道府県の約1,900市町村を対象とした市町村調査を実施したものです。

調査結果からは、各自治体は地域の特色を活かして次世代育成支援対策に意欲的に取り組んでいる実態に加えて、財源、権限、情報等限られた条件の中で取組みに限界があることも浮き彫りとなっています。

次世代育成支援のためのこれまでの政策は、国が全国の平均像をもとに展開してきました。しかし、地方の実態は多様であり、住民のニーズにきめ細かく対応することが重要です。喫緊の課題である次世代育成支援対策こそ、地域の実情に応じて地方自治体が主体的に取り組むべき課題だと考えています。



各地域において地域の実情やニーズに即した実効性のある次世代育成支援対策を推進するため、財源及び権限移譲並びに情報の共有化等を積極的に進めるよう、全国知事会等とも連携しながら国に要望していきます。



絵：いさか こうき

## 計画の推進体制 ～計画を絵に描いた餅にしないために～

計画は、実行するためのものです。この計画についても、絵に描いた餅にすることなく、計画期間において、その内容を一步一步着実に実現していくことが重要です。

### 1 民間と行政の協働による計画の実施の確保

「健康福祉千葉方式」の趣旨を踏まえ、引き続き当事者を含めた民間と行政の協働のもとで、計画の着実な実施を確保します。具体的には次のとおりとします。

(1) 「千葉県次世代育成支援アクションプラン策定作業部会」を改組し、「次世代育成支援対策を推進する千葉県民会議」(以下、「県民会議」という。)の下に民間の委員による「千葉県次世代育成支援行動計画推進作業部会」(以下、「推進作業部会」という。)を設置します。

(2) 推進作業部会は、定期的に計画の実施状況の確認と成果の評価を行い、必要に応じて県に提言・勧告を行うとともに、その結果を県民会議に報告します。

推進作業部会は、県の次世代育成支援施策に関する各種審議会等との間でも、必要に応じ意見交換を行うなど連携を図り、計画の一体的・統合的な実施を確保します。

(3) 県民会議は、推進作業部会からの報告等を踏まえ、必要に応じて県に提言・勧告を行います。

本計画に盛り込まれた事項で関係者による更なる検討が必要なものについては、県民会議若しくは推進作業部会の下に、民間と行政の協働による専門の研究会を設置し、更に論議を深めます。

(4) 計画の実施状況について広く県民に報告し、意見を聴くため、定期的に、県民が主体となって組織した実行委員会と県の共催によるタウンミーティングを開催します。

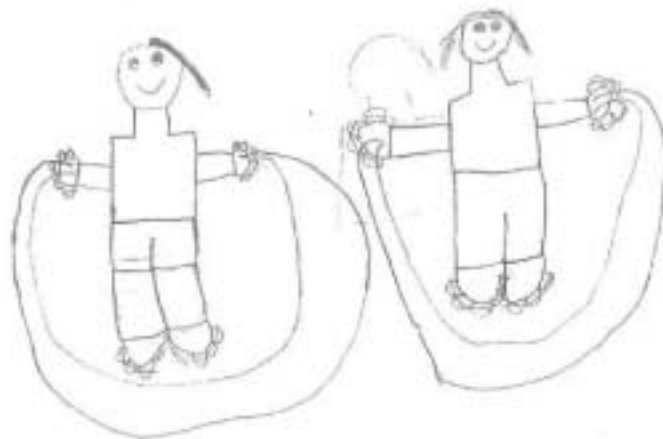
県庁内の推進体制として、次世代育成支援対策を効果的かつ効率的に実施するため、関係課からなる「千葉県次世代育成支援対策推進本部」を設置し、施策展開の連絡・調整を行うとともに定期的に本計画の実施状況の確認を行います。

## 2 次世代育成支援に関する意識啓発とニーズの把握

次世代育成支援は県民全体で取り組むべき課題であり、計画の趣旨・内容について、様々な広報活動により、周知を図るとともに、社会全体で次世代を育成するという考え方を浸透させます。

家庭や職場、地域によっては固定的な性別役割分担や職場優先の企業風土などが残るところもありますが、今後は若い世代を含めた県民全体の関心の喚起を図ります。

また、各種の調査結果や情報の分析を行い、次世代育成支援に関する県民ニーズの把握に努めるとともに、情報提供に努めます。



絵：やまだ まよ